

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【近江八幡市】	
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題	
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)	
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1)「特別の教育課程」による日本語指導に係る連絡協議会を実施し、各校における対象児童生徒の生活や学習の様子、日本語指導の内容、効果的な指導方法等の共有を行った。 (2)各校の国際理解教育担当教員と連携を図り、日本語指導を必要とする児童生徒の把握を行った。 教育委員会に、日本語学習指導員兼コーディネーターを配置した。 外国人児童生徒の在籍が多い金田小学校、八幡小学校を拠点校とし、外国人児童生徒教育担当教員や学級担任を中心とした日本語指導や生活指導を行った。また日本語指導教室の運営や指導体制、指導方法などについて、連絡協議会で各校の国際理解教育担当を通じて各校に紹介した。 (3)日本語指導を必要とする外国人児童生徒について、各校で「特別の教育課程」の編成・実施計画と個別の指導計画を作成し、一人ひとりの学習状況に合わせた日本語指導を実施した。 (4)幼児課や市民課、国際協会、市内保・幼・こども園と連携することで、今後就学を予定する外国籍の子どもの状況を把握し、小中学校で行っている外国人児童生徒支援事業の取組について普及した。 (5)日本語指導を必要とする児童生徒を対象に、母語支援員と授業や宿題の支援を行った。中学校に在籍する生徒が卒業後の進路を考える際の情報提供や懇談時の通訳を実施した。 (7)支援が必要な児童生徒が在籍する学校へ翻訳機を配置し、母語支援員がいない言語での支援や母語支援員のいないタイミングでの支援を行うために、生徒、保護者と教員がコミュニケーションを図るための一手段とした。 (9)日本語能力測定方法(DLA)の手順や活用の仕方について、「特別の教育課程」による日本語指導を実施している各学校の国際理解教育担当者に説明を行った。 (10)日本語学習指導員兼コーディネーターを学校教育課に配置した。就学時、転入時に日本の学校生活の説明を行った。日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校を日本語学習指導員が巡回し、日	

本語指導を行った。通信票や保護者あての文書の翻訳を行った。 (13)外国人の子どもの就学状況を調べ、その把握と就学支援に努めた。就学年齢となる子どものいる保護者あてに、就学案内の書類を母語に翻訳して送付した。							
3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1) 各校での指導体制や指導方法等の共有により、指導内容を見直すことができた。 対象児童生徒の増加に対応するため、日本語指導ができる人材と予算の確保が必要である。 (2) すべての該当校の状況を把握し、各校との連携を図ることで、日本語指導が必要な児童生徒への必要な体制を整えることができた。 各校の指導体制をよりよくさせるためには、担当者間での情報共有の機会を確保する必要がある。各校の負担を増やさず、効果的に進められる方法を検討する。 (3) 「特別の教育課程」による日本語指導を必要とするすべての児童生徒が日本語指導を受けることで、日本での学校生活や学習に必要な日本語を習得することができた。在籍学級における学習活動に日本語で取り組むことができた児童生徒もいる。 日本語指導を必要とするすべての児童生徒が、「特別の教育課程」による日本語指導を受けられる体制が必要である。 (4) 就学を予定する外国籍の子どもをもつ保護者に外国人児童生徒支援事業を普及することで、安心して市内の小学校に就学してもらう準備を進めることができた。 未就園の外国籍の子どもをもつ保護者には、園を通じて外国人児童支援事業を周知することができないため関係課や関係機関と協力し、対象となる子どもを把握して事業の普及をする必要がある。 (5) 中学校に在籍する生徒が卒業後の進路について考え、希望の実現のために努力することができた。 保護者の日本語力の問題や文化的背景の違い、進学への理解不足など様々な課題があり、丁寧な対応が必要である。 (7) 母語支援員のいない状況でも、教員による学習・生活支援を行うことができた。 担任と児童生徒、担任と保護者、児童生徒同士が直接コミュニケーションを図ることができた。 対象児童生徒の増加に対応するため、予算の確保と適切な配置が必要である。 (9) 実態に即した日本語指導を進めるために、日本語能力を把握する重要性について担当者の理解を深められた。 定期的なアセスメントにより、個別指導計画の目標が適切に設定されるよう、随時共通理解を図り、情報共有を進めていく必要がある。 (10) 日本語指導を必要とするすべての児童生徒が学校生活や学習に必要な日本語を学習することができた。母語支援員を派遣することで、外国人児童生徒の学校生活への適応支援と学習支援を行い、学校と保護者をつなぐことができた。 保護者あてに文書を配布する際に、その翻訳時間の確保と児童生徒への学習支援の時間の調整がしばしば必要であった。 (13)本市に住む不就学の外国人の子どもがいないことを確認した。市立・私立の就学前施設と連携し、就学対象の子どもの保護者が母語での支援を必要としているかを確認した。 就学前施設との連携がより必要である。							
本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等 (人園)	小学校 (61 人 7 校)	中学校 (15 人 4 校)	義務教育 学校 (人校)	高等学校 (人校)	中等教育 学校 (人校)	特別支援 学校 (人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		61 人 (7 校)	15 人 (4 校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)
4. その他(今後の取組予定等)							

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。